

茨木市立保育所民営化基本方針（案）新旧対照表

現 行 分	改 正 分
<p data-bbox="241 296 636 325">茨木市立保育所民営化基本方針</p> <p data-bbox="723 344 1099 373">（平成18年1月24日市長決定）</p> <p data-bbox="163 440 297 469">1 目 的</p> <p data-bbox="185 488 1099 756">近年において多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するなど、保育行政の新たな施策の展開に向けて、公・私立保育所(園)の役割分担と公立保育所の機能と役割を明確にする中で、保育サービスの充実と今日的課題である地域における子育て支援等を推進するとともに、厳しい財政環境の中にあって、民間活力の導入(民営化)を図り、より効果的・効率的な保育所運営をめざす。</p> <p data-bbox="163 967 521 995">2 市立保育所の機能と役割</p> <p data-bbox="185 1015 1099 1187">地域区分による公・私立保育所(園)の配置バランスを見直し、存続する市立保育所については、入所児童に対する通常保育の実施に加え、次のような機能と役割をもつ保育所として再構築するなど、地域における子育て支援の拠点施設として保育所の運営に努める。</p> <p data-bbox="185 1254 1099 1378">・幅広い年齢層の保育士を効果的に活用し、地域子育て支援のニーズを把握し、虐待児童やDVなどリスクのある在宅家庭の子どもに対する子育てのセーフティネットとしての役割を担う。</p>	<p data-bbox="1205 296 1675 325">茨木市立保育所民営化基本方針（案）</p> <p data-bbox="1693 344 2069 373">（平成24年3月 日市長決定）</p> <p data-bbox="1128 440 1263 469">1 目 的</p> <p data-bbox="1151 488 2069 852">近年では、核家族化や少子高齢化の進展をはじめ、女性の社会進出による共働き世帯の増加、また、多様化する就労形態に伴う保育需要の拡大など、保育サービスの迅速かつ柔軟な対応が求められており、従来からの公・私協調した保育サービスの提供はもとより、今日的課題を踏まえた公・私立保育所(園)の適切な役割分担のもと、全ての子どもたち及びその保護者に対する支援を推進するとともに、次世代に負担を先送りすることがないよう、将来のまちの発展及び財政の健全性の確保を見据えた、より効果的・効果的な保育行政の展開を図る。</p> <p data-bbox="1128 919 1487 948">2 市立保育所の機能と役割</p> <p data-bbox="1151 967 2069 1187">平成18年1月に決定した民営化基本方針を継承しつつ、存続する市立保育所については、地域における子育て支援の拠点施設の一つとして、次のような機能と役割を有する保育所として位置づけ、全ての子どもたちとその保護者の支援に努めるとともに、関係団体等と連携しつつ、より一層、地域の子育て力の向上を図る。</p> <p data-bbox="1151 1206 2069 1378">(1) 地域の子育て支援の拠点施設として、地域子育て支援情報の収集・提供に努めるとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、入所児童はもちろんのこと、在宅子育て家庭の子どもに対するセーフティネットとしての役割を担う。</p>

現 行 分	改 正 分
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の子育てボランティアグループの立ち上げなど幅広い地域の子育て支援のネットワーク化を推進する。</li> <li>・ 一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもなどを含め、在宅家庭における障害のある子ども達に対しても支援する。</li> </ul> <p>3 民営化の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立保育所の民営化は、行財政改革が一層求められる環境の中で、より効率的な保育所運営の推進を図るとともに、延長保育や一時保育、休日保育など様々な保育ニーズが要望されていることから、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズに柔軟に対応することを目的として、市立保育所の民営化を進める。</li> <li>・ 私立保育園は、保育サービス提供の中心的役割を担い、行政は、保育サービスの水準の維持、向上に向け障害児保育の拡充や各種施設との連携など、地域全体の保育力の向上に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもたちを含め、在宅子育て家庭における障害のある子どもたちに対しても支援する。</li> <li>(3) 私立保育園をはじめ、既存の子育て支援ネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携し、より一層、地域の子育て力の向上を図る。</li> </ul> <p>3 民営化の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市立保育所の民営化は、保育環境の変化を最小限に止めるよう、これまでの民営化事業の評価結果を踏まえ、民営化の手法や移管条件などの留意事項等に対する改善を行い、より一層、円滑な移行に努めることとする。</li> <li>(2) 将来のまちの発展及び財政の健全性の確保を見据えた、より効率的・効果的な保育所運営の展開を図るとともに、私立保育園の柔軟性や即応性を活かした地域で求められる保育ニーズに適切に対応することとする。</li> <li>(3) これまでの連携・協力した取り組みをより発展させるよう努めるとともに、私立保育園の責務として、創意工夫した保育サービスを提供する中心的役割を担うこととする。</li> <li>(4) 行政の責務として、引き続き、保育サービスの水準の維持・向上に向けた支援策を検討するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、地域の子育て力の向上に努めることとする。</li> </ul>

現 行 分	改 正 分
<p>4 民営化する保育所の考え方(施設配置)</p> <p>現在、市内には市立保育所18箇所、私立保育園16箇所の計34箇所ある。民営化にあたっては、市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所を適切に配置することで私立保育園との相乗効果が期待されることから、市内を5ブロック(東・西・南・北・中央)<sup>註1</sup>に分け、1ブロックに最低1箇所以上の市立保育所を存続させるものとし、当面、8箇所の保育所の民営化を実施する。ただし、今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境等の状況によっては、総合的に判断し、民営化する保育所を追加することとする。注1．P5．6資料参照</p> <p>5 民営化する保育所の選定</p> <p>民営化を検討するにあたり、それぞれの地域の中で、拠点施設としての今後の市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所と私立保育園の適正な配置バランス等を総合的に判断し、民営化する保育所を選定する。</p> <p>所庭が児童遊園と併設していないこと。</p> <p>6 民営化の方法</p> <p>(1) 移管の条件</p> <p>土地については、無償貸与とする。</p> <p>建物及び備品等については、無償譲渡とする。</p> <p>(2) 移管先法人の選定</p> <p>保育所運営の安定性と継続性を確保するとともに、市有地を無償貸与、</p>	<p>4 民営化する保育所の考え方(施設配置)</p> <p>(今後、検討)</p> <p>5 民営化する保育所の選定</p> <p>(今後、検討)</p> <p>6 民営化の方法</p> <p>(1) 移管先法人の募集及び選定</p> <p>移管先法人の募集については、公募を基本とする。</p>

現 行 分	改 正 分
<p>保育所施設等は無償譲渡することから社会福祉法人とする。 移管先については、公募を基本とする。</p> <p>移管先の決定は、保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況などを総合的に評価する。</p> <p>選定については、(仮称)「茨木市立保育所民営化選定委員会」を設置し選定する。</p>	<p>移管先法人の募集における応募資格や条件などの詳細については、別途、募集要領を定めることとする。</p> <p>移管先法人については、保育所運営の安定性と継続性の確保及び土地・建物等の移管条件を勘案し、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を運営する北摂地域に本部のある社会福祉法人とする。</p> <p>ただし、茨木市内に法人本部を設置し、茨木市内において、社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を営む社会福祉法人については、この限りではない。(現在、検討中)</p> <p>移管先法人の選定については、「(仮称)茨木市立保育所移管先法人選定委員会」を設置し、応募法人の経理状況をはじめ、保育目標及び内容や保育サービスの充実など、総合的に評価し、選考する。</p> <p>選考内容等については、「(仮称)茨木市立保育所移管先法人選定委員会」において決定する。</p> <p>(2) 移管の条件</p> <p>土地及び建物等</p> <p>ア 土地については、無償貸与とする。</p> <p>ただし、認可保育所(園)の指導監査を通じて、移管先法人の運営状況を把握するとともに、行財政改革の視点から、将来的には、有償貸与及び譲渡についても検討できることとする。</p> <p>イ 建物及び備品等については、無償譲渡とする。</p>

現 行 分	改 正 分
<p>(3) 現状における保育内容の継続</p> <p>民営化するにあたって、移管先法人の保育所運営については、移管予定の保育所が実施している一定の保育内容等を継続して実施する事項として提示し、移管後の履行事項として義務付ける。</p> <p>(1) 保育士の配置は、市の配置基準に合わせて配置すること</p> <p>(2) 保育士の年齢構成は、年齢バランスを考慮し、一定経験年数を持った保育士の配置に努めること</p> <p>(3) 保育時間は、最低現行の保育時間を継続すること</p> <p>(4) 費用負担については、本市が予め認めた費用以外、保護者負担の軽減を図ること</p> <p>(5) 休園日は、日曜日、祝祭日及び年未年始とすること</p> <p>(6) 給食は、アレルギー児の対応を行うこと</p> <p>(7) 健康診断は、内科検診、歯科検診等を実施すること</p> <p>(8) 障害児保育は、現行どおり実施すること</p> <p>(9) 苦情処理の仕組みを整備すること</p>	<p>保育環境の変化への対策</p> <p>市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、以下に示す事項を移管条件として、移管先法人にその履行を義務付けることとする。</p> <p>ア 保育士の配置は、市の配置基準に合わせて配置すること。</p> <p>イ 保育士の年齢構成は、保育士の専門性を考慮し、一定の経験を有した保育士を配置すること。</p> <p>ウ 保育時間は、当該保育所が実施している保育時間を最低限、遵守すること。</p> <p>エ 費用負担については、保護者負担の軽減を図るとともに、これまで徴収している費用以外の経費を求める場合は、三者協議会において協議すること。</p> <p>ただし、保護者が希望するサービスを提供した場合は、この限りでない。</p> <p>オ 休園日は、日曜日、祝祭日及び年未年始とすること。</p> <p>カ 給食は、アレルギー及び宗教食の対応を行うこと。</p> <p>キ 健康診断は、法令等に基づき、実施するとともに、子どもの状況を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>ク 障害児保育は、保育所保育指針及び茨木市障害児保育実施要綱に基づき、適切に実施すること。</p> <p>ケ 苦情処理は、法令等に基づき、必要な措置を講じるとともに、適切に対応すること。</p> <p>コ その他、必要な事項については、本市と移管先法人が締結する協定書において規定する。</p>

現 行 分	改 正 分
<p>(4) 移管先法人への引継ぎ</p> <p>民営化によって、それまでの保育士が全員変わるなど子ども達への保育環境が大幅に変わることから、その影響を最小限に止めるため、茨木市が指定する引継期間において、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と合同で保育に携わり、子ども達が新しい保育士等に慣れ親しむことができるよう図るなど円滑な移行に努める。</p> <p>(5) 三者協議会</p> <p>移管先決定後及び移管後において、当分の間(移管時の園児が在園している間)、茨木市、移管先法人、当該保育所の保護者からなる三者協議会において、移管条件や保育内容の継続性等について、確認し合うとともに問題点の改善に努める。</p>	<p>保育サービスの充実</p> <p>近年では、多様化する就労形態に伴う保育需要の拡大など、保育サービスの迅速かつ柔軟な対応が求められていることから、市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限に止めることに配慮しつつ、地域で求められる保育ニーズを十分に把握し、柔軟に対応することとする。</p> <p>(3) 移管先法人への引継ぎ</p> <p>市立保育所の民営化に伴って、これまでの保育士が全員変わるなど、子どもたちへの保育環境が大幅に変化することから、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と連携・協力して保育に携わり、その影響を最小限に止めるよう努めることとする。</p> <p>また、移管先法人への引継については、本市が指定する引継期間において、合同保育の期間を選択することとし、引継保育の期間と合わせて、最低1年以上の引継期間を設けることとする。</p> <p>(4) 三者協議会の設置</p> <p>移管先決定後及び移管後は、当分の間(移管時の園児が在園している間)、当該保育所の保護者、移管先法人、茨木市の三者で組織する三者協議会を設置することとする。</p> <p>また、三者協議会は、移管条件や保育内容の継続性等について、確認し合うとともに、問題点等の改善に向けて、三者の適切な役割分担のもと、それぞれの責務を果たすよう努めることとする。</p>

現 行 分	改 正 分															
<p>7 民営化の年次計画 平成19年度を初年度として、4年間かけて実施する。 なお、民営化する箇所数の追加を可能とする。</p> <p>【時期及び移管保育所】</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>移管時期</th> <th colspan="2">移管保育所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日</td> <td>中条保育所</td> <td>三島保育所</td> </tr> <tr> <td>平成20年4月1日</td> <td>玉櫛保育所</td> <td>水尾保育所</td> </tr> <tr> <td>平成21年4月1日</td> <td>松ヶ本保育所</td> <td>郡山保育所</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日</td> <td>東保育所</td> <td>庄保育所</td> </tr> </tbody> </table>	移管時期	移管保育所名		平成19年4月1日	中条保育所	三島保育所	平成20年4月1日	玉櫛保育所	水尾保育所	平成21年4月1日	松ヶ本保育所	郡山保育所	平成22年4月1日	東保育所	庄保育所	<p>7 民営化の年次計画 (今後、検討)</p> <p>8 民営化基本方針実施要領 この度の民営化基本方針の改定については、これまでの民営化事業の評価結果に基づき、今日的課題を踏まえた市立保育所の機能と役割や民営化の方法など、より明確にするため、新たに民営化基本方針の実施要領を策定し、より一層、市としての説明責任を果たすとともに、民営化保育所の円滑な移行及び移管後の適切な運営に努めることとする。</p>
移管時期	移管保育所名															
平成19年4月1日	中条保育所	三島保育所														
平成20年4月1日	玉櫛保育所	水尾保育所														
平成21年4月1日	松ヶ本保育所	郡山保育所														
平成22年4月1日	東保育所	庄保育所														